

～令和8年7月発行～

消費生活通信

この通信では、お買い物で困ったことなど、多く寄せられる消費者トラブルを定期的にお知らせします。

テーマ

中古車購入
トラブル

中古自動車の購入トラブルに注意



消費者庁イラスト集より

中古車販売店で気に入った中古車を見つけた。販売員に状態を確認したところ、「走行に問題はなく、状態はよい」と言われたので、購入した。ところが、納車後にエンジンをかけると、異常に大きな音がする。販売員からこんな状態だとは聞いていない。修理業者に見てもらおうと、他の不具合も見つかり、車検に合格する状態ではないと言われた。どうすればよいか？

トラブルにあわないために

- ・価格、保証の有無、点検整備実施の有無、走行距離、修復歴の有無など表示されているか確認する。
- ・契約前にエンジンをかけ、可能であれば試乗して状態を確認する。
- ・見積書を作成してもらい、金額や内容を確認する。
- ・通常の使用損耗とは言えない不具合があり、契約時に説明がなかった場合は、販売店に無償修理を求めることができます。また、修理が不可能な場合、契約の解除を求めることができます。

=====

栃木市消費生活センター 栃木市役所本庁舎 2階 市民生活課内

開所日：月～木曜日（土日、祝日、年末年始を除く）

開所時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時（※）

（※新規相談は午後3時まで）

電話番号：0282-23-8899

困ったときは、
消費生活センターに相談してね！



栃木市マスコットキャラクター
とち介